

【中国】暗号法の制定

主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2019年10月、情報セキュリティ関連の法整備の一環として、国の暗号政策の基本原則、暗号の分類、管理体制、暗号ビジネスの発展促進等について規定する暗号法が制定された。

1 背景と経緯

習近平政権は、「総合的国家安全観」¹を基本的な政策方針として掲げ、情報セキュリティを強化するための法整備を進めている。最近の主な立法として、2015年7月1日施行の国家安全法（全7章84か条）²、2017年6月1日施行のサイバーセキュリティ法（全7章79か条）³、同月28日施行の国家情報法（全5章32か条）⁴等が挙げられる。暗号に関しても、現行法が行政法規レベルの商用暗号管理条例（1999年10月7日施行、全7章27か条）⁵のみであるため、法整備が急がれていた。

暗号法案については、サイバーセキュリティ法、国家秘密保護法（2010年4月29日改正、全6章53か条）⁶等の関連法との整合性に留意しながら規定内容の検討が進められた。検討作業は2017年以降加速し、2019年6月に国务院常务会议で暗号法案が採択され、同月、全国人民代表大会常務委員会での法案審議が開始された。暗号法案は、同月の第1回審議、意見公募、同年10月の第2回審議を経て、10月26日に可決、成立した。同日公布された暗号法⁷は、全8章44か条から成り、2020年1月1日から施行された。

2 暗号法の構成と主な内容

(1) 章構成

第1章：総則（第1条～第12条）、第2章：核心暗号及び普通暗号（第13条～第20条）、第3章：商用暗号（第21条～第31条）、第4章：法的責任（第32条～第41条）、第5章：附則（第42条～第44条）。

(2) 立法目的及び適用対象

①暗号の応用・管理に係る法的規範の整備、②暗号ビジネスの発展促進、③ネットワークと情報のセキュリティ保障、④国の安全と社会の公共利益の維持、⑤個人、法人及びその他の組織（以下「個人・法人等」）の合法的な権利利益の保護を目的とする（第1条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年12月4日である。

¹ 中国語原文は「总体国家安全观」。国の安全という概念を極めて幅広い分野に適用し、包括的・体系的な安全の実現を目指す考え方。その中には、政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態系、資源、核の計11分野の安全が含まれる。

² 「中华人民共和国国家安全法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2015-07/03/592_201418.html>

³ 「中华人民共和国网络安全法」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2016-11/23/592_201322.html>

⁴ 「中华人民共和国国家情报法」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2017-07/05/592_201278.html>

⁵ 「商用密码管理条例」同上 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=334464&Query=%E5%AF%86%E7%A0%81&IsExact=&PageIndex=1>>

⁶ 「中华人民共和国保守国家秘密法」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2010-04/30/592_201224.html>

⁷ 「中华人民共和国密码法」中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201910/6f7be7dd5ae5459a8de8baf36296bc74.shtml>>

特定の変換方法を用いて情報等を暗号化し、保護及び安全認証を行う技術、製品及びサービスを、この法律の適用対象とする（第2条）。

(3) 国の役割

暗号関連施策においては、総合的国家安全観に基づき、国の統一指導、イノベーション重視、法による管理等を原則とし（第3条）、中国共産党の指導を堅持する（第4条）。

国は、暗号に係る研究開発を奨励し、暗号分野の知的財産権を法に従って保護し、暗号関連の技術革新を促進するとともに、関連の人材育成を強化し、優れた功績があった組織・個人を表彰する（第9条）。

国は、国民教育体系及び公務員研修体系において暗号セキュリティ教育を強化し、暗号セキュリティに対する個人・法人等の意識向上を図る（第10条）。県級以上の人民政府は、暗号関連の必要経費を予算化しなければならない（第11条）。

(4) 国民の義務

いかなる組織又は個人も、他人が暗号化により保護した情報の窃取又は他人の暗号システムへの不法侵入を行ってはならず、暗号を利用して国の安全、社会の公共利益、他人の合法的権利利益等に危害を及ぼす違法な犯罪活動に従事してはならない（第12条）。

(5) 暗号の分類

国は、暗号を核心暗号、普通暗号及び商用暗号に分類し、分類に基づく管理を行う（第6条）。

核心暗号と普通暗号は、国家機密情報の保護のために用いる。核心暗号は、3等級から成る国家機密レベルの最高レベルまで、普通暗号は、上から2番目のレベルまでの情報に対して用いる（第7条）。

商用暗号は、国家機密に属さない情報に用い、個人・法人等は、ネットワーク及び情報のセキュリティを保護するために、法に従って商用暗号を用いることができる（第8条）。

(6) 核心暗号と普通暗号

核心暗号と普通暗号は、国家機密に属し、国の暗号管理部門が法令に基づき厳格な統一的管理を行う（第7条）。有線・無線通信で送信する国家機密情報及び国家機密情報を保存・処理する情報システムは、法令に基づき、核心暗号又は普通暗号を用いて保護及び安全認証を行わなければならない（第14条）。

核心暗号及び普通暗号の研究、生成、サービス、検査、実装、使用、破棄等の業務を行う組織は、法令及び当該暗号の暗号標準に基づき安全管理制度を構築し、秘密保持に係る厳格な措置及び責任体制により暗号のセキュリティを確保しなければならない（第15条）。

(7) 商用暗号

国は、商用暗号技術の研究開発、学术交流、成果の実用化及び応用を奨励し、開放された商用暗号市場体系を整備し、商用暗号ビジネスの発展を促進する。中央・地方の関係政府機関は、無差別原則に従い、商用暗号の研究、生成、販売、サービス、輸出入等に従事する事業者を、外資系企業を含めて平等に取り扱わなければならない。行政機関は、行政的手段を利用して商用暗号技術の譲渡を強制してはならない。商用暗号ビジネスにおいては、国の安全、社会の公共利益及び他人の合法的権利利益を損なってはならない（第21条）。

国は、商用暗号標準体系を構築・整備し（第22条）、商用暗号の国際標準化に積極的に取り組む（第23条）ほか、商用暗号認証体系の整備を推進し、商用暗号事業者が自発的に認証を受け市場競争力を向上させるよう奨励する（第25条）。